

食のまち・八戸ブランドロゴマーク制作・PR業務委託
に係る公募型プロポーザル 質問に対する回答

(令和8年4月21日受付分)

<p>質問内容</p>	<p>企画提案書において「ロゴマークのデザイン素案（1案）」が求められているところ、業務仕様書にはロゴマーク（案）を3案以上提出する旨が記載されています。</p> <p>この場合、企画提案書に記載のない他の2案については、企画書に含めず、参考となる資料として添付して提出すればよろしいでしょうか。もしくは、企画提案の選考結果を受けて、業務仕様書の6. 委託期間に記載されている、令和8年6月中旬までにロゴマーク（案）を3案以上提出すればよろしいでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>後者のお考えのとおりです。</p> <p>企画提案書の提出時においては、ロゴマークの素案1案をご提示いただき、事業者の選定を経て、契約を締結した後、令和8年6月中旬までにロゴマーク（案）を3案以上ご提出していただく形を予定しております。</p> <p>ただし、企画提案書の提出時においてロゴマークの素案を2案以上ご提示いただくことについては、これを妨げるものではありません。</p>